

第1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査（工事監査）

第2 監査の期日 令和3年2月8日（月）

第3 監査の対象工事

高砂市新庁舎建設工事

第4 監査の方法

今回の監査は、監査対象工事が関係法令、条例、規則、要綱、工事請負契約書等により実施計画、設計、施工及び工事事務が適正に執行されているかを主眼に行い、品質の確保はもとより経済性や効率性・有効性の向上を目的に次のとおり実施した。

あらかじめ企画総務部総務室総務課及びまちづくり部まちづくり推進室建築指導課から関係書類の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取し、書類審査及び現地調査を行った。

なお、この監査では工事技術調査業務を「公益社団法人大阪技術振興協会」に委託し、同協会から技術士法第2条第1項に規定する技術士坂本 良高氏（建設部門）の派遣を得て監査を実施した。

第5 監査の結果

監査対象工事の工事監査を実施した結果、計画・設計・積算・仕様・契約・監督等の発注者による事業遂行及び受注者による施工計画・施工管理等についてはおおむね適正であると認められた。所見については、次のとおりである。

なお、地方自治法第199条第14項の規定により、措置を講じたときはその旨を通知されたい。

I 工事概要

1 工事場所 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 ほか

2 工事内容

(1) 建築工事

新本庁舎 鉄骨造（免震構造） 4階建て一部5階建て

延床面積 9,559.93 m²

1階 事務室、相談室、待合ロビー、書庫、倉庫、授乳室、便所、守衛室ほか

2階 事務室、相談室、待合ロビー、会議室、倉庫、授乳室、更衣室、便所ほか

3階 事務室、打合せ室、待合ロビー、会議室、倉庫、更衣室、便所ほか

4階 事務室、待合ロビー、応接室、会議室、書庫、倉庫、便所ほか

新分庁舎 鉄骨造（耐震付加制振構造） 2階建て

延床面積 2,279.85 m²

1階 多目的スペース、会議室、食堂、厨房、倉庫、授乳室、便所ほか

2階 事務局、議場、委員会室、正副議長室、議員控室、図書室、書庫、便所ほか

立体駐車場 鉄骨造（耐震構造） 2階建て

延床面積 1,506.51 m²

(2) 電気設備工事

電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、発電設備、構内交換設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、自動火災報知設備、構内配線路、議場設備ほか

(3) 機械設備工事

空調設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、厨房設備

(4) 外構・屋外附帯工事

キャノピー、駐車場、駐輪場、バイク置場、ごみ置き場、植栽 ほか

(5) 既存建物解体工事 一式

3 設計委託会社 株式会社 東畑建築事務所

代表者 永田 久子

住所 大阪府中央区高麗橋2丁目6-10

発注形式 公募型プロポーザル方式

4 監理委託会社 株式会社 東畑建築事務所

発注形式 随意契約方式

5 工事請負者 ソネック・貝塚特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社 ソネック

代表取締役社長 福島 孝一

住所 兵庫県高砂市曾根町2257番地の1

6 事業費 予定価格（消費税込み） 6,701,400,000円

契約金額（消費税込み） 6,069,600,000円

変更契約金額（消費税込み） 6,082,551,400円

	契約日	平成 30 年 10 月 3 日			
	発注形式	制限付一般競争入札方式			
	入札参加業者	2 者			
7	工事期間	平成 30 年 (2018) 10 月 4 日～令和 4 年 (2022) 12 月 22 日			[51 ヶ月]
8	工事進捗状況 (令和 3 年 2 月 8 日現在)				
	計画出来高	41.0%	実施出来高	41.0%	
9	工事監督員	統括監督員	建築指導課 主幹	北野 裕史	
		主任監督員	係長	谷口 彰啓	
			係長	羽田 満男	
		担当監督員	係長	谷口 彰啓 [建築]	
			主幹	北野 裕史 [電気]	
			係長	羽田 満男 [機械]	

II 総括的所見

工事関係書類の確認・ヒアリングを行った後、関係者とともに当該工事の現場を視察した。当該工事全般について企画・設計段階から施工段階まで、手続き上に大きな問題はない。監理・監督業務に多少の工夫・改善の事項はあるが、総括的には「良好」であると判断する。

1 評価できる点

- (1) 当該工事の基本構想策定段階から工事契約までの一連の手続きは、整然と執行されていた。
- (2) 委託設計業務者の選定において、公募型プロポーザル方式が採用されていたが、現庁舎を稼働させながらの新庁舎の建設と既存庁舎の解体撤去を繰り返す工法が採用され、中間引渡し期間を考慮した全体工程と工区別の施工手順が設計段階で検討され、図面化されていた。
- (3) 全体工程表に基づいた工程管理が遂行されており、工事の遅延も無く、進捗状況も計画とおりに推移していた。
- (4) 各種工事の施工計画書・施工図のチェックリスト〔進捗状況管理表〕がきちんと作成されており、提出日・承諾日の管理が定例打合せ会で行われていた。品質と工程の見える化として、高く評価できる。
- (5) 建築工事・電気設備工事・機械設備工事の納まり調整をした総合図を確認したが、各工事間の連絡・調整が確実に実施されていると判断された。
- (6) 1 階床面から免震ピットへのコンクリート階段底部とピット床面との縁切り納まりの出来形を確認したが、所定のクリアランスが確保された納まりは出来形品質として評価できる。

2 工夫・改善が望まれる点

- (1) 発注者は、設計図書・設計内訳書を成果品として受領する際には、設計者に対して、特記仕様書・意匠図・構造図・電気設備図・機械設備図・設計書（内訳明細書）間の整合性が担保されていることを確認し、「引渡し書」を作成させておくことが望まれる。

- (2) 発注者・設計監理者・施工者が最初に顔を合わせるキック・オフ・ミーティング（第一回全体打合せ）には、現場代理人とともに現場代理人の上司（工事契約者）も出席させることが肝要である。この会合で、施工者に対して発注者からは工事への要望事項や問題点等について、また、設計監理者からは設計のコンセプトを明確に施工者へ伝達しておくことは、当該プロジェクトを全工期通じて順調に遂行させるために有効である。
- (3) 「竜山石象嵌平板」の施工状況を確認したが、受注生産品であるとのことなので、今後の建物維持管理のためにも予備品を確保しておくことが望まれる。
- (4) 新本庁舎の特色である免振装置の維持管理については、設計者・施工者の協力を得て、「免振装置維持管理計画書」の整備をすることが望まれる。

Ⅲ 書類審査における所見

書類審査においては、事前の「質問書」への回答をベースにして、工事関係書類を確認し、疑問点を工事監督関係者に質疑することで、当該工事の計画・設計、積算・見積、入札・契約、監理・監督、施工管理の各段階における技術的事項の実施状況について調査した。

各段階における指摘事項等は、「寸評」に記しているので参考にされたい。

1 工事着手前における確認・指摘事項

(1) 計画・設計に関して

① 計画

・ ア 事業計画の経緯

現在の庁舎（本庁舎）は、築後 60 年以上が経過しており、平成 20 年の耐震診断の結果、地震災害時において倒壊の危険性が高いとの診断がされていた。市政業務の増加に伴って別庁舎の建設により、窓口が分散することになり、市民の利便性についても課題とされていた。また、現在の庁舎での災害対策本部としての機能を維持することは困難と判断されたため、高い耐震性や安全に対する機能を有した災害時の拠点として当該新庁舎を整備することとされていた。

当該工事の事業経過として、平成 26 年度に庁舎整備検討委員会を設置し、平成 28 年度の基本構想策定において現地での建て替え方式を決定し、基本設計・実施設計を経て、平成 30 年度から新庁舎建設工事に着工している。

・ イ 関係機関との協議

当該工事に伴う電気・ガス・上下水道等の関係機関との協議については、設計段階で順次実施されておむり、議事録として記録されていた。

周辺道路との取り合いについても、横断歩道の設置・駐車場出入口に関して行政機関との打合せ議事録が整備されていた。

・ ウ 地元自治会等との連絡・調整

当該工事の説明に関しては、近隣の 2 自治会で工事説明会が実施されていた。出席できなかった住民へは、回覧によって周知・徹底されるように自治会へ要請していた。現時点まで、近隣住民からの建設工事に対する苦情・トラブルは、発生していないとの説明を受けた。

・ エ 委託設計業務者・委託監理業務者の選定

委託設計業務者の選定については、公募型プロポーザル方式を採用し、審査委員会において2段階方式による審査を行っていた。提案事業者数は、5社であったが、審査の結果、株式会社 東畑建築事務所に決定していた。

また、委託監理業務者の選定については、随意契約方式で株式会社 東畑建築事務所決定していた。

②設計全般

設計においては、下記のような配慮がされていた。

地震時においても業務の継続性が確保できるように、新本庁舎では免震構造、新分庁舎では耐震付加制振構造を採用していた。

高潮対策として、建屋周辺を盛土することによって、1階床面を浸水想定レベルよりも高く設定していた。

災害対策本部機能を確保・維持するために、非常用発電設備等が設置されていた。

外壁周辺に庇を設置することでメンテナンス性・更新性・防汚性について配慮されていた。

省エネ対策・環境対策としては、下記のような配慮がされていた。

ア Low-E 複層ガラスや屋上緑化による外装断熱性能の向上

イ 太陽光発電パネルの採用、LED 照明による消費電力の抑制、人感・昼光センサーの採用

ウ 床吹き出し空調の採用、全熱交換器の採用による外気負荷の低減

ユニバーサルデザイン対応としては、「バリアフリー法」および「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づく整備基準に適合しているとの説明を受けた。

③構造設計

当該建物は、「計画通知」で認可されていた。また、「建築物省エネ法」に基づく「省エネ適合性判定」も受けていた。

構造計算に関する認定および適合性判定は、下表のとおりであった。

棟名	認定及び判定機関	備考
本庁舎棟	大臣認定	
分庁舎棟	公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター	
立体駐車場棟	公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター	

耐震安全性の分類による重要度係数および構造計算ルートは、下表のとおりであった。

棟名	重要度係数	地域係数	構造計算ルート
本庁舎棟	1.5	1	時刻歴応答解析
分庁舎棟	1.5	1	計算ルート 3
立体駐車場棟	1.0	1	計算ルート 3

認定・適合判定に際して示された指摘事項については、適切に回答し、安全性等について検討されていた。

「寸評」

委託設計業務者および委託監理業務者の選定については、適切に執行されていた。設計時に採用した基準類は適正で、設計図書作成に関して不具合はない。

(2) 積算・見積に関して

積算・見積基準としては、「建築数量積算基準・同解説（財団法人 建築コスト管理システム研究所）」および「公共建築工事積算基準の解説（財団法人 建築コスト管理システム研究所）」を採用していた。

数量積算については、東畑建築事務所の協力会社（株TACT）が算出し、内訳明細書への「値入れ」については、東畑建築事務所の担当者が行ったとの説明を受けた。

主要工事については、建築工事・電気設備工事・機械設備工事とも三社以上の業者見積を徴収し、適正価格を決定していた。

「寸評」

設計図書および設計書（内訳明細書）を受領する際には、担当者と検査員による照査が実施されていた。

(3) 入札・契約に関して

入札方法は、制限付き一般競争入札方式で、2社が参加し、一回目で落札者を決定している。

入札参加者が見積時に使用できる資料は、特記仕様書・設計図書および設計書（内訳明細書）であった。

見積期間は、45日間が確保されており、見積期間中の質問数は、2社から計69件の質疑があり、その質問回答書を確認したが、丁寧に回答がなされていた。

入札参加資格の審査は、入札参加者審査委員会で審議し、決定しているとの説明を受けた。

入札参加者審査委員会の開催から本契約までの経緯を時系列で確認したが、適切な期間が確保されていた。

「寸評」

入札・契約手続きは公正かつ適正に行われていた。

2 工事着手後における確認・指摘事項

(1) 監理・監督に関して

工事発注者・設計監理者・施工者との定例打合せ会は、毎週木曜日に定例会が 14 時から開催されていた。そのうち、月末の定例会は総合定例打合せ会として位置付けて実施されていた。打合せ議事録も作成されていた。

関係官庁へ提出した届出書類については、提出日をリストで確認することができた。それらの書類は、遅滞なく提出されていた。

提出書類名	提出先	提出日	承諾日
給水装置工事申込承諾願兼給水申込書（駐車場撤去）	高砂市上下水道部	2019.2.14	2019.2.18
給水装置工事申込承諾願兼給水申込書（庁舎新設）	高砂市上下水道部	2019.3.1	2019.3.6
給水装置工事申込承諾願兼給水申込書（分庁舎）	高砂市上下水道部	2019.9.6	2019.9.10
給水装置工事申込承諾願兼給水申込書（駐車場撤去）	高砂市上下水道部	2020.1.21	2020.1.27
公共ます等廃止・変更申請書（駐車場）	高砂市上下水道事業管理者	2019.2.14	2019.2.14
下水道接続許可願（市道）	高砂市上下水道事業管理者	2019.2.22	2019.2.26
道路使用許可申請書	高砂警察署長	2019.3.8	2019.3.13
下水道接続工事完了届及び検査調書	高砂市上下水道事業管理者	2019.3.8	2019.3.13
排水設備（新設増設改築）計画確認申請書（建て替え）	高砂市上下水道事業管理者	2019.9.6	2019.9.9
除外施設（新設増設改築）計画確認申請書	高砂市上下水道事業管理者	2019.9.6	2019.9.9
道路使用許可申請書（今市道路）	高砂警察署長	2019.2.14	2019.2.19
道路占用許可申請協議書（若宮・市役所準幹線道路）	高砂市長	2019.2.21	2019.2.21
道路使用許可申請書（千鳥道路）	高砂警察署長	2019.3.8	2019.3.13
道路占用許可申請協議書（若宮・市役所準幹線道路）	高砂市長	2019.2.21	2019.2.21
消防用設備等設置届出書（消火器）（分庁舎）	高砂市消防長	2019.9.25	2019.10.2
工事整備対象設備等着工届出書（移動式粉末消火）（旧本庁舎仮設）	高砂市消防長	2019.10.17	2019.11.14
消防用設備等設置届出書（移動式粉末消火）（旧本庁舎仮設）	高砂市消防長	2019.11.6	2019.11.14
特定施設設置届出書（騒音・振動）	環境政策課	2020.11.17	2020.12.10
消防用設備等設置届出書（誘導標識・非常放送・自火報）	高砂市長（高砂消防本部）	2019.9.25	2019.9.25 2019.10.2
受変電設備設置届出書（仮設キュービクル）	高砂市長（高砂消防本部）	2019.9.25	2019.9.25 2019.10.2
危険物貯蔵所設置許可申請書（地下タンク）	高砂市長（高砂消防本部）	2019.5.21	2019.6.11

委託監理者からは、月報としての提出書類は、監理日誌・業務報告、工事進捗状況、月間工程表、工事記録写真が提出されていた。

「寸評」

特記事項は、特になし。

(2) 施工管理に関して

① 施工計画書・施工図及び報告書

当該工事に関する「施工計画書チェックリスト」を確認したが、総合施工計画書から始まって、工事工程に従い作成予定の施工計画書が列記されていた。監理者および監督者への提出欄・チェックバック欄・承諾欄に予定日と実施日が設けられ、施工計画書の進捗状況が確認しやすい形式で監理されていた。

「施工図チェックリスト」についても確認したが、「施工計画書チェックリスト」と同様の書式で監理されていた。最初に総合図で各工事間の調整を行い、その後順次各工種の施工図を提出・チェックバック・承諾の手続きを行っていることが確認できた。

検査報告書については、検査を行う工種について、工事が完了後、順次提出させていることを「検査報告書一覧表」で確認することが出来た。

② 品質及び性能の確認

使用材料の品質・性能の確認方法は、各工種の「施工計画書」に添付したカタログ・材料仕様書で確認を行い、資材搬入時に現物を確認していることで実施されていた。

「使用材料確認願い」については、現時点で建築工事・29件、電気設備工事・29件、機械設備工事・21件が提出され、承諾されていた。

③ 建設廃棄物処理関係書類

建設廃棄物処理に関する委託契約書は、きちんとファイルされているものを確認した。

マニフェストについては、現時点で1,364枚が整理しているとの説明であった。

④ 施工体制台帳および下請業者届出書について

各協力業者の施工体制台帳および下請業者届出書が提出されていることを確認した。最大で5次下請業者があり、市内業者との契約は5社との説明を受けた。

⑤ 各種保険等加入

建設業退職金共済組合（建退共）への加入は、なされており、当該工事での掛け金は、620,000円であった。

建設工事保険に関する保険会社は、あいおいニッセイ同和損保保険株式会社に加入し、保険期間は工期までの加入との説明を受けた。

⑥ 工事实績情報サービス

受注時の工事实績情報サービス（CORINS）については、登録日（平成30年10月11日）であり、工事契約日（10月4日）であるから規定の10日以内であった。

⑦ 工事記録写真

地盤改良工事から地中梁躯体工事までの施工状況を工事写真で確認した。全般的

によく記録され、整理されていた。見え隠れ部分についても丁寧な施工がされており、工事の監理・監督および管理が適切になされていることが確認できた。

⑧監理者からの月報

監理者から月毎に提出されている月報を確認したが、「施工図」・「施工計画書」の進捗状況も見える化がされており、施工記録写真の内容も工事進捗状況が把握できる適切なものであった。

「寸評」

作業者の資格確認は、施工計画書に資格証を添付するだけでなく、作業現場においても施工記録写真を撮影する際に、資格証を持たせて確認していたことは品質の見える化としても適切であった。

(3)品質管理に関して

①地盤改良・土・地業工事

地盤改良工事における事前の室内配合試験は、6パターン実施し、最適配合を決定していた。

室内配合試験時の六価クロム溶出試験結果は、0.02mg/L未満であり、所定の基準以下であることを確認していた。

地盤改良柱のコア供試体の試験結果についても、所定の値を確保していたことを確認していた。

地盤改良で発生した残土処理については、場外に仮置きし、再利用することで処理されていた。

地業工事における床下防湿層・断熱層の施工記録写真を確認した。防湿層の重ね代は250mmを確保したとの説明であった。

地業使用した再生クラツシャラン（再生材）の品質は、試験成績報告書により確認されていた。

②鉄筋工事

鉄筋工事施工計画書については、提出・確認・承諾の手順を実施しているとの説明を受けた。

鉄筋のミルシートについては、すべて揃っているとの説明を受けた。

鉄筋工事の施工記録写真には、白板・メジャー・マグネットを撮影することで配筋状況が具体的に表示されていた。また、鉄筋のかぶり厚についても、スペーサーで確認することが出来た。

圧接部の品質確認については、第三社検査機関として日工検サービス（株）による超音波探傷試験が実施されていた。

③コンクリート・型枠工事

レディーミクストコンクリート配合計画書は、監督員の承諾を受けていた。

採用している生コン工場は、高砂菱光コンクリート工業（株）加古川工場・兵庫播磨コンクリート（株）・友禅生コンクリート（株）・マツバ商事（株）高砂生コンの4工場であった。生コン工場は、すべて日本工業規格表示認証工場である。

各生コン工場については、品質管理監査合格証が交付されていることを合格証で

確認しているとの説明であった。

生コン工場からの運搬時間は、約 10 分から 25 分であり、品質上の問題はない。

高砂菱光コンクリート工業（株）加古川工場の「レディーミクストコンクリート配合計画書」において確認した主な使用材料は、下表のとおりである。

生コン工場名	セメント	細骨材	粗骨材
高砂菱光コンクリート工業（株） 加古川工場	宇部三菱セメント	砕砂 赤穂市西有年 石灰砕砂 北九州市東谷 砂 北九州市白島沖海砂	砕石 赤穂市西有年

細骨材と粗骨材について、化学法によるアルカリシリカ反応性による区分は A 判定であった。

細骨材の塩化物量については所定の値以下であり、細骨材に問題はない。

免振礎柱に使用するフロー値 60 c m のコンクリートについては、試し練を行い施工流動性の確認を行っていた。

コンクリート圧縮強度の公的試験機関としては、松本商事（株）松本コンクリート技術事務所材料試験部（尼崎市）においてで実施しており、圧縮強度試験結果については、問題ないとの説明を受けた。

④鉄骨工事

鉄骨工事に関する施工計画書については、工場製作・現場施工・溶接部第三者試験・耐火被覆について、確認・承諾の手続きがなされていた。

鉄骨製作工場の H グレードの証明書を確認した。（工場名：（株）緒方鉄工所）

溶接施工管理技術者については、施工計画書に資格証の写しが添付されていた。

鉄骨溶接部の超音波探傷試験を第三者検査機関・日工検サービス（株）が実施し、現在まで問題が発生していないとの説明を受けた。

アンカーボルトの設置状況、鉄骨の耐火被覆に関する施工状況を工事記録写真で確認することが出来た。

⑤免振装置工事

免振装置に関する施工計画書・検査要領書・納入品図等については、下記の書類が提出・確認チェック・承諾されていた。

免振装置据付工事

免振装置取付用ベースプレート製作・検査

免振装置製作、検査要領書、納入品図

免振用オイルダンパー製作、検査要領書、納入品図

免震ピット部分と上部躯体部分の空隙寸法（躯体空隙の寸法）の計測結果には、検査報告書として、提出されていた。

免振装置の据付工事が完了した後に、下記の据付検査記録書が提出されていた。

下部ベースプレート据付検査記録書

免振装置本体据付検査記録書

オイルダンパー据付検査記録書

⑥その他工事

当該工事の内、新分庁舎エリアについては、すでに全ての工事が完了し、建物の引き渡しが行われていた。新本庁舎エリアの工事で新たに作成した施工計画書は「屋根工事」・「免振 EXP. J 工事」であり、これらについては提出・確認チェック・承諾がされていた。

地場産材である「竜山石象嵌平板」の壁面への乾式取付要領については、施工記録写真で確認することができた。

免振 EXP. J の施工図については、躯体検討が完了していることが施工図チェックリストで確認することができた。

移動間仕切（スライディングウォール）上部の壁体の納まり状況について施工記録写真で確認することができた。

⑦電気設備工事

電気設備工事に関する施工計画書は、作成され、提出・確認チェックバック・承諾されているとの説明を受けた。

防火区画処理に関しては、施工計画書に明記されていた。

使用した EM 電線の品質証明書は、保管されているとの説明を受けた。

予備配管の先端処理としては、パテ処理の予定であるとの説明があった。

⑧機械設備工事

機械設備工事の内、空気調和設備工事に関する施工計画書（スリーブインサート・配管工事・ダクト工事・保温工事・自動制御工事・デッキ床貫通工事・空調配管工事・輻射冷暖房工事等）は、作成され、提出・確認チェックバック・承諾されているとの説明を受けた。

振動機器である屋上空冷ヒートポンプチラーと配管の接続部には、防振用フレキシブル継手を使用したとの説明を受けた。

天井吊り機器の振れ止め対策としては、振れ止め防止用斜材吊棒を筋交い状に設置していた。

機械設備工事の内、給排水衛生工事に関する施工計画書（スリーブインサート・配管工事・保温工事・ガス管工事・デッキ床貫通工事等）は、作成され、提出・確認チェックバック・承諾されているとの説明を受けた。

フレキシブル継手については、加圧給水ポンプと配管の取り合い及び受水槽と配管の取り合いに採用したとの説明を受けた。

堅配管及び横配管の支持方法については、防振に配慮した要領で支持していることを確認した。

配管の建屋内導入部の地盤変位の対応については、各建屋で下記のように対処されていた。

新分庁舎 給水管導入部は、スリークッション方式を使用

新本庁舎 免振階の給排水ガス導入部は、免振用継手を使用

機械設備工事においては、施工の最終段階で「総合調整」として試運転を実施し、機能性の確認を行っていた。新分庁舎エリアにおいては、「試運転調整記録」を作成され、提出されていた。

「寸評」

各種の施工計画書は、所定の手続きの上、承諾を受けており、品質管理上問題はないことが確認できた。

(4) 工程管理に関して

工程を管理するための全体工程表には、出来高曲線が記述されていた。

月間工程表（2月～4月）を確認したが、安全衛生目標の記述、玉掛ワイヤーの月別点検色の表示等、安全の見える化が図られている工程表であった。

定例打合せ会は、毎週木曜日午後2時から開催されており、議事録も作成されていた。

工事監査（2月8日）時点での当該工事の進捗状況は、計画通りの進捗で40.99%あるとの報告を受けた。

「寸評」

特記事項、特になし。

(5) 安全衛生管理に関して

統括安全衛生責任者として、現場代理人が指名されていた。

安全衛生協議会は、月1回、現場事務所で職員および協力業者も参加して開催されていた。議事録も作成されていた。

「新規入場者教育」は、新規の協力業者の入構ごとに実施し、「新規入場者調査票」を記録として保存されていた。

「送り出し教育」用の資料としては、「新規入場者教育説明資料」・「現場案内図」・「新規入場者調査票」が活用されていた。

「危険予知活動」としては、日々の朝礼後に実施し、「危険予知活動表」を作成し、安全広場に掲示し、実施記録を保存していた。

安全衛生パトロール・店社パトロールは、実施しており、記録がファイルされていた。

現在までの労働災害としては、熱中症1件・転倒1件が発生していたが、その都度報告書が作成されていた。

「寸評」

特記事項、特になし。

(6) 維持管理に関して

当該工事においては、令和元年（2019）に新分庁舎エリアが竣工しており、新本庁舎エリア竣工時の引継ぎ書類・備品のリストは基本的に明確になっている。

新本庁舎エリアの竣工・引渡しでは、新分庁舎エリアの引継ぎ書類・備品に免震工事関連の資料を付加する必要がある。

「寸評」

当該工事で、地震対応のハードウェアとして免震装置が整備されたことになるが、当該の免震装置が地震の際に有効な機能を発揮し、地震被害を軽減させるためには、今後の定期的な免震装置の点検および地震後の残留変形量の計測訓練等のソフトウェアの整備も重要である。

IV 現場施工状況における所見

工事監査関係者、担当監督職員及び現場代理人と共に、新本庁舎工事エリアと引き渡し完了している新分庁舎の内部一部の巡視を行い、目視とヒアリングによって調査した。

1 現場施工状況について

工事監査当日の主な作業

2 節鉄骨の建方・鉄骨柱の溶接、4 階デッキの敷き込み

2 階底部の配筋・型枠組立

3 階段差型枠組立

オイルタンク用掘削・基礎砕石敷設

工事監査の当日の工事従事の作業者は、職員 6 名、作業員 49 名、計 55 名であった。

朝礼場所である安全広場の看板は、よく整備されており、作業指示の表示も整然としていた。

敷地内は、安全通路が確保されており、各所に建設資材が整然と配置されていた。

「寸評」

特記事項、特になし。

2 安全衛生管理について

仮設ゲート横の掲示物（建設業許可標識・労災保険関係成立票・建退共制度の適用標識）・施工体系図も整然と掲示されていた。

玉掛ワイヤーの点検については、安全看板に、今月の色として「黄色」が表示してあった。

電動工具の持ち込み点検は、持ち込み時に動作確認及び安全カバー破損等を目視確認しているとの説明を受けた。

「寸評」

特記事項は、特になし。